

28. 複合型冷凍食品製造業

- 第27号（冷凍食品製造業）を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、第27号の営業と併せて食肉処理業において処理された食肉、菓子、麺類、水産製品（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を除く。）に係る食品の冷凍品の製造を行う営業です。

